

# 第1章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

### 1 SDGs\*と地域福祉

平成27(2015)年、193の国連加盟国すべてが「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」を理念に掲げ、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs\*)のための2030アジェンダ(計画)を採択しました。SDGs\*の行動計画は、世界の人々をあらゆる形の貧困や飢餓から解放し、尊厳や平等が守られた健康な生活を実現することを目指し、最も弱い立場の人々に焦点を当てています。

本市の「第四次塩尻市地域福祉計画(以下「本計画」という。)」もまた、SDGs\*の「誰一人取り残さない」という理念を地域で掲げ、実践することを目的とする計画です。

図表1 SDGs\*の宣言(未来の世界の姿)一部



- 【豊かな人生】すべての人が貧困や飢えや病気から守られ、必要なことが満たされ、心豊かに人生を送ることができる世界
- 【安全と安心】恐怖と暴力のない世界
- 【教育や医療】だれもが、質の高い教育、医療や社会サービスを公平に受けられる世界
- 【健康と幸せ】からだや心の健康や、社会の一員としての幸せが守られる世界
- 【栄養】だれもが買える、安全で栄養のある食料が、十分にある世界
- 【住まい】安全で、災害などにも強く、持続的に住むことができる住居がある世界
- 【人の尊厳と権利】すべての人の尊厳や権利が尊重され、法によって定められ、正義や平等、差別のないことがあまねく大切にされる世界
- 【民族や文化】さまざまな人種、民族、文化が尊重される世界
- 【平等な機会】生まれもった可能性を最大限に伸ばし、人類の繁栄の力になるために、みんなに平等なチャンスがある世界
- 【子ども】子どもたちの成長のために資金や力をそそぎ、すべての子どもが暴力や搾取にあわずに成長できる世界
- 【ジェンダー】女性や女の子がその能力を発揮することをさまたげる法律や社会・経済面での障害が取りのぞかれ、ジェンダーの平等が完全に実現されている世界
- 【すべての人に】もっとも弱い立場にある人びとが必要なことが満たされ、公正で、寛容で、開かれていて、だれもが受け入れられる世界

出典：日本ユニセフ協会

## 2 国内の背景～「従来の福祉」では対応が難しい時代～

国内では、これまでに、高齢・障がい・子ども・子育て・貧困など、対象別に公的福祉制度が整備されてきました。しかし、過去に類のない高齢化の進展、家族の介護力の低下、近隣関係の希薄化が進むなど、公的福祉制度と家族中心の支え合いが限界を迎えています。

さらに、「公的福祉制度の対象とならない困難や不安を抱えている人」や「複雑化・複合化した困難を抱えている人」も、近年増加しており、従来とは異なる新たな対応策や体制の構築が求められる状況になっています。

平成12(2000)年の社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)の改正によって「地域福祉の推進」が掲げられてから既に20年以上が経過していますが、地域福祉を推進する役割を期待された「地域」は、近隣関係の希薄化が進み、自治会等の組織力も低下するなど「地域」の現状は大きく変化しています。急速な少子高齢化などの社会的な背景に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により「地域」の変化が一層加速化している現状です。

改めて、公的福祉と地域福祉の関係性や推進方針などについて、現状を踏まえた見直しが求められています。

### ● 社会的な背景

- ・ 急速な少子高齢化の進展に伴う人口減少社会の到来、生産年齢人口の減少
- ・ 核家族化の進展
- ・ 社会保障関係経費の増加

### ● 公的福祉制度・サービス提供の状況

- ・ 高齢・障がい・子ども・子育て・貧困などの対象別の公的福祉サービスは拡充されてきた
- ・ 一方、現行の体制では、制度のはざまに公的福祉の対象から外れてしまう人、課題が複雑化・複合化する人、自ら相談に来られない人などに対して、従来の対象別公的福祉制度では対応が難しい

(例：ひとり親家庭を含む生活困窮の問題、社会的孤立、ヤングケアラー\*、老老介護、ひきこもり\*、8050問題\*、虐待等)

→公的福祉制度・サービスの提供方法の改革の必要性



### ● 地域福祉の状況

- ・ 近隣関係の希薄化
- ・ 自治会等の担い手の高齢化、定年延長などの社会構造の変化による担い手の減少、活動量の低下
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響等による地域活動の停滞や中止

→住民による支え合いの支援のあり方の見直しの必要性



## 第2節 地域福祉に関わる法改正

国は、少子高齢化・人口減少社会といった国が抱える大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考え、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年（2016）年6月2日閣議決定）において、支え手と受け手に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を求めています。こうした背景のもと、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、平成29（2017）年と令和2（2020）年の二度にわたり法改正が行われています。

### 1 改正の概要

#### （1）平成29（2017）年の改正

- ①地域住民を地域福祉の推進に努める主体として位置付ける
- ②包括的な支援体制の整備を市町村の努力義務とする
- ③地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とするとともに、地域福祉計画を福祉の各分野における上位計画として位置付ける

#### （2）令和2（2020）年の改正

- ①包括的な支援体制を整備するため、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設する

### 2 改正の主な内容

#### （1）地域福祉の推進に関する事項（法第4条）

これまで、地域福祉の推進は地域住民が主体となって行うものとされてきましたが、今回の改正で地域住民が主体となり地域共生社会の実現を目指すことが明示されました。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

#### （2）包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3）

複雑化・複合化した地域生活課題（8050問題\*やひきこもり\*など）に関する相談や、その解決に向けた包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務としました。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

#### （3）重層的支援体制整備事業に関する事項（法第106条の4）

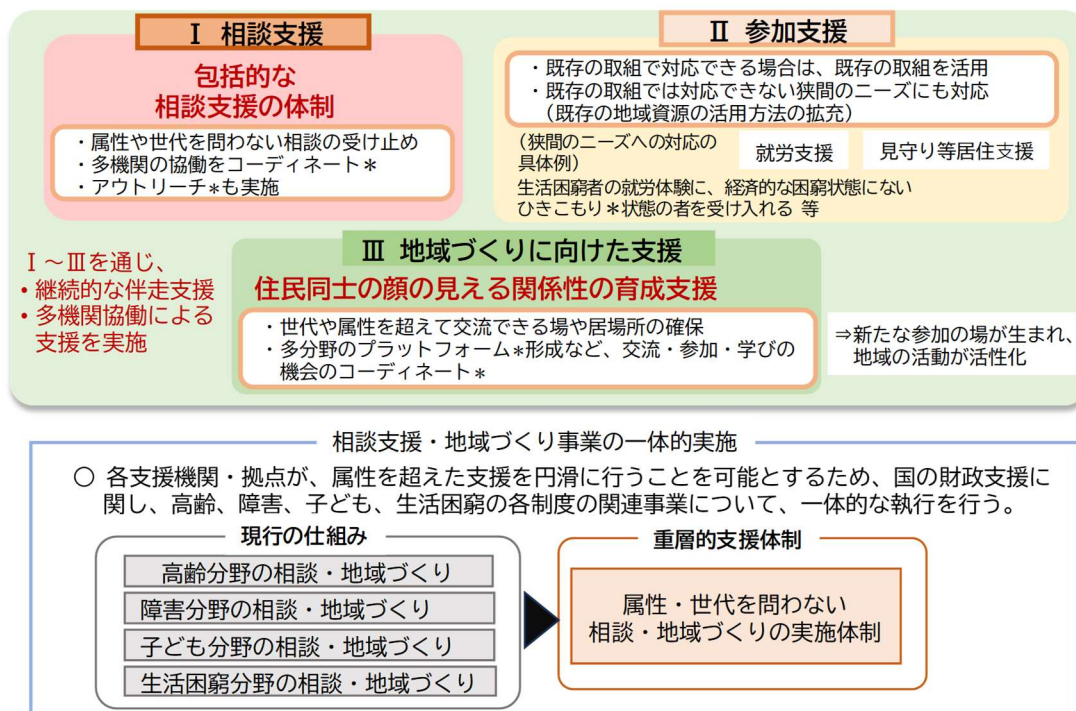
包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業（「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うもの）が市町村の任意事業として創設されました。

また、市町村において重層的支援体制整備事業を円滑に進めるため、事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的に実施できるよう、交付金を交付することが規定されました。（法第 106 条の 8）

（重層的支援体制整備事業）

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

図表 2 重層的支援体制整備事業の全体像（法第 106 条の 4 第 2 項）



出典：厚生労働省資料をもとに編集

#### （4）地域福祉計画に関する事項（法第 107 条第 1 項）

地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とするとともに、地域福祉計画が福祉分野における上位計画に位置付けられました。また、地域福祉計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）として、第五号に「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加されました。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### 第3節 計画の目的と位置づけ

#### 1 目的

本市においても国内の状況と同様に、地域の近隣関係が希薄化する中で、地域の支え合い活動などは低下する傾向にありました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大により、継続されてきた活動の中断や関係性が一層希薄化するなど、長期的な停滞や中止につながりかねない状況を迎えています。

また、地域には、公的福祉制度がありながらも、日常生活を送ることに困難を抱える人々が増加しています。こうした状況の中で、住民による見守りや支え合いなどの重要性は一層大きくなっています。

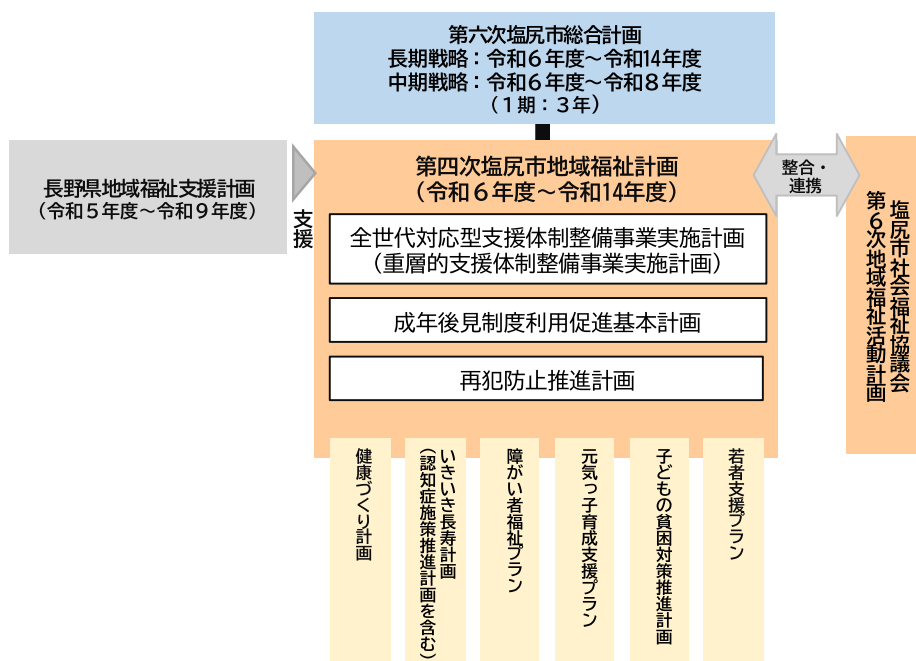
このような状況を踏まえて、今の時代と生活様式にあわせた「本市の地域福祉の再構築」が求められています。このため、本計画を策定し、近隣のつながりや支え合いを改めて促進するとともに、新たな社会課題に対応できる本市の体制を構築し、「誰一人取り残さない」安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。

#### 2 計画の位置づけと内包する計画

本計画は、「第六次塩尻市総合計画」を上位計画とし、関連する個別計画である「塩尻市健康づくり計画」、「塩尻市いきいき長寿計画（塩尻市認知症施策推進計画を含む）」、「塩尻市障がい者福祉プラン」、「塩尻市元気っ子育成支援プラン」、「塩尻市子どもの貧困対策推進計画」及び「塩尻市若者支援プラン」の共通する事項を記載するとともに、「長野県地域福祉支援計画」と連携を図ります。

また、平行して策定される塩尻市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の「第6次地域福祉活動計画」は、本計画と相互に連携を図ります。なお、これまで「塩尻市いきいき長寿計画」及び「塩尻市障がい者福祉プラン」にそれぞれ盛り込まれていた「塩尻市成年後見制度利用促進基本計画」については、本計画に統合します。また、新たに「塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）」及び「塩尻市再犯防止推進計画」を含めます。

図表 3 計画の位置づけと内包する計画



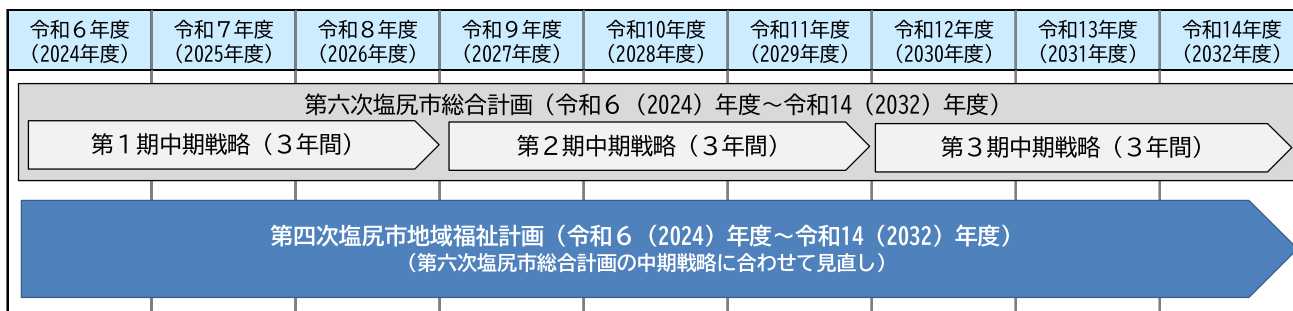
### 3 計画の根拠法

本計画及び本計画に含める計画の根拠法を示します。

計画名	根拠法
塩尻市地域福祉計画	法第107条第1項の規定に基づく計画で、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。また、本市の最上位計画である「塩尻市総合計画」の方針に基づき策定するとともに、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他福祉の各分野における「上位計画」として位置づけます。
塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）	法第106条の5第1項の規定に基づき、本市において重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の実施体制などを定める「全世代対応型支援体制整備事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）」として位置づけます。
塩尻市成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定める計画として位置づけます。
塩尻市再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定める再犯防止推進計画として位置づけます。

### 4 計画期間

本計画は、上位計画である第六次塩尻市総合計画と整合を図るため、9年間（令和6（2024）年度～令和14（2032）年度）の計画期間とします。第六次塩尻市総合計画の中期戦略（1期：3年）に合わせて、見直しを行います。また、長野県地域福祉支援計画や関連する本市の個別計画の策定、社会情勢の変化などの必要に応じて見直します。



### 5 計画の検討・推進体制

#### (1) 検討体制・経過

計画策定にあたっては、令和4（2022）年度に市民アンケートを実施しました。令和5（2023）年度には地域福祉の重要な担い手である民生児童委員から意見を伺うとともに、ふれあいセンター（市内3か所）において市民ワークショップを行い、市民の意向や意見を把握し、計画に反映しました。

また「地域共生社会の構築」は、第六次塩尻市総合計画においても大きな命題となっており、庁内関係部門による「地域共生社会推進チーム」等を設置し、部門横断的な視点から施策を検討しました。加えて、地域福祉を推進する市社協とも連携して検討を行いました。

本計画は、塩尻市地域福祉推進協議会において4回にわたり協議するとともに、庁内をはじめ、保護司\*会等の関係団体や関係機関、パブリックコメント等の多様な意見を反映して策定しました。

図表 4 市民アンケート実施概要

調査対象者	満 20 歳以上の市民
配布数	2,500 件
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
配布方法	郵送
回答方法	郵送で調査票等を配布し、「紙の調査票（郵送）」又は「インターネット」による回答を選択可能とした。
調査期間	令和 4（2022）年 12 月 1 日～12 月 21 日
回答数	1,304 件（郵送：989 件 インターネット回答：315 件） 回答率：52.2%

図表 5 市民ワークショップ実施概要

「ゆるやかにつながり支えあう地域をともにつくる」をテーマにワークショップを行いました。ワークショップの結果は P60 にコラムとして掲載しています。

【開催日・参加人数】

場所	開催日	参加人数
ふれあいセンター洗馬	7月 22 日（土）	13 人
ふれあいセンター広丘	7月 30 日（日）	26 人
ふれあいセンター東部	8月 5 日（土）	28 人

図表 6 民生児童委員ワークショップ実施概要

10 地区の民生児童委員地区会において、ワークショップを行い、民生児童委員（160 人）から意見を伺いました。ワークショップの結果は P56 にコラムとして掲載しています。

【開催日】

地区	開催日	地区	開催日
大門地区	8月 18 日（金）	吉田地区	7月 19 日（水）
塩尻東地区	7月 21 日（金）	洗馬地区	8月 18 日（金）
高出地区	7月 19 日（水）	宗賀地区	6月 21 日（水）
片丘地区	8月 23 日（水）	北小野地区	6月 14 日（水）
広丘地区	8月 18 日（金）	檜川地区	8月 23 日（水）

## （2）推進体制

市と市社協の役割を踏まえ相互の連携を一層強化し、協働して地域福祉を推進するとともに、塩尻市地域福祉推進協議会において本計画の進捗状況を管理します。また、目標を達成するため、個別の事業については行政評価を用いたマネジメントサイクル（PDCA）\*で、施策等の評価・検証を毎年行い、継続的な改善につなげます。